

私立の広域通信制高等学校に係る制度整備の早期実現を求める意見書

近年、通信制高等学校は、多様な学びの機会を提供する教育機関として、その重要性を一層高めている。特に私立の広域通信制高等学校においては、生徒数が大幅に増加しており、不登校経験者や発達特性のある生徒など、様々な背景を持つ生徒たちの学びの受け皿として大きな役割を果たしている。

一方で、近時の報道等においては、学習支援や進路相談体制が十分でないと感じる生徒の存在や、相談窓口の分かりにくさ、さらには日常的に関わるスタッフの体制や専門性に対する不安の声などが指摘されている。

通信制高等学校においては、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制が不可欠であり、その質は生徒の学習継続や進路形成に大きく影響する。しかしながら、広域通信制高等学校においては、本校所在地の都道府県が設置認可及び指導監督を担う一方、実際の教育活動は全国各地の学習拠点やサポート校等で行われている実態がある。

そのため、教育活動の実態把握や生徒保護に関して、指導監督権限を有する自治体と、実際に生徒が生活し、学んでいる自治体との間に隔たりが生じており、十分な対応が困難となる課題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、国会においても、制度上の課題認識が示されており、広域通信制高等学校の在り方や生徒保護の強化に向けた議員立法の審議が進められているところである。

よって国会及び政府は、広域通信制高等学校に通う生徒の学習環境、相談支援体制の充実及び生徒保護の強化を図るため、実態把握の強化、関係自治体間の連携の仕組みづくり、学習拠点等における教育の質の確保及び支援体制の明確化等を含め、必要な制度整備について速やかに検討を進め、早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
文	部	科	学	大			臣

神 奈 川 県 議 会 議 長